

八
明治二十三年

(表紙)

家譜 慶永公

從明治二十三年一月
到同年十一月

二百十卷追加 十七

家譜

○明治廿三年一月一日関口町別邸御家族方左の如し

慶永公

節子君

里子君

正子君

友子君

慶民君

錦之丞君

○同日早朝若水、数熨斗・福茶・雑煮・吸物・屠蘇・松立祝膳取肴一汁一菜を進む

○同日新年拝賀所勞參内せられず、式部職江不參届を指出さる、昨年の大患以来専ら撰養中なるを以て、本年ハ別格御懇意の外賀客すへて面接せられず

○一月三日元始祭所勞參拜せられず、式部職江不參届を指出さる

○同日慶民君午前出門東宮御殿江參賀、夫より慶永公の代理として
徳川家達殿・徳川達孝殿・徳川頼倫殿江年賀を申入らる

○同日夜に入り岩佐純を招き診察せしめらる、今朝来少しく感冒せられたりと見えけるか、午後九時過上圍中突然眩暈を起し、爾後

心気閉塞四肢厥冷せられし故なり、岩佐診察の上申し候ハ全く感冒のため眩暈を起せるものなるか、畢竟昨年来漸次衰弱を加ハられし故、しか烈しく発動するに至りしなり云々なりき、十一時過稍鎮静せらる、今夜太田辰三宿泊病を看護す

○一月六日新年宴会例年五日なれと本年ハ日曜に所勞參内せられず、宮内省江不參届を指出さる

○同日祠堂勇子命の靈前江例外饌を供し、海晏寺墓地に於て墓前祭を執行せらる、本日ハ第三回の忌辰なれと、祠堂の祭典ハ昨年十二月六日引揚執行せられし故、墓前祭のミ執行せられたり、節子君墓前祭に会せられき

○同日橋本綱常を招き診察せしめらる、此時橋本相州小磯村の別荘に在りしか、慶永公去る三日眩暈を起されし以来往再緩解に至らざりし故、昨五日高島竟介を遣はし呼び寄せられしなり、橋本診断せし趣ハ、此程の眩暈ハ恙寒と感冒とに起因して一時閉塞せられしものなるは勿論なれと、畢竟昨年五月已来漸次衰弱を加ハられ、血管弛緩・皮膚弾力を失ひたれば極めて危険なる御容躰なり、されは此上ハ滋養物と興奮剤とを進むるを専らとし、且室内の温度を増し寒燥を拒くか肝要なり云々なりき

○同日村田氏寿来り候す、昨年来避寒のため相州大磯に赴き居りしか、公の容躰を聞き俄かに帰京せしなり

○一月八日日本邸祠堂に於て治好命の正忌祭中を執行せらる、祭主茂昭公、供饌七台、慶永公所勞中故武田正規をして代拝せしめらる

○一月十五日友子君華族女学校に於て入学試験を受けらる、昨年十二月十七日入校願を出されしなり

○一月十七日友子君華族女学校江入校せらる、一昨十五日の試験に合格昨十六日入校を聞届けられしなり

○一月十九日慶民君新橋停車場に赴かる、皇太子殿下午前八時発汽車にて豆州熱海江成らせられし故、奉送せられしなり

○一月廿七日鈴木準道福井より着す、昨年福井に赴任の際厚遇を蒙ふりし御礼、及び慶永公の御病状を伺ふ為め出京せしなり

○一月三十日孝明天皇御例祭所勞中参拝せられず、式部職江不参届を差出さる

○同日武田正規を上野に遣ハし、徳川家第十一代將軍家齊公の廟を

代拝せしめらる、徳川家達殿五十年忌追遠祭を執行せられし故なり、香料千疋及び時の花一對を供へ、外に慶永公発起せられ家齊公の御近親松平確堂殿家齊公弟・蜂須賀茂韶殿・松平康民殿・松平齊殿以上と共に、銅製花瓶・造り花一對廟前江寄附せらる慶永公は家齊公の甥なり此花瓶ハ唐金を用る正面に葵紋金あり、花ハ蔓陀羅花金銀裏面に赤銅寄附者五名の姓名を彫刻せしめられたり

○二月一日武田正規を渡辺洪基の許に遣はさる、是ハ慶永公の著述に逸事史補と名つけられたる書ハ、公壯年の頃より自ら目撃し又ハ人に聞かれし雑事の、記憶に存する限りを暇ある時々書き綴られしものなるか、人に聞かれし雑話の中には正確ならざる事も尠なからざりし故、重ねて刪正の後ならてハ人に見すべきものならずとて、深く筐底に秘し置かれ、近侍の人も其書あるを知らざりし程なるに、先年洪基来り謁し疇昔の事とも何呉と物語られし時、何事にや有けん此事ハ聊か書き綴り置たるものありとて彼の逸事史補を取出たし、さて此書ハ未定稿なれば人に見すべきものならねと、話次適書中に書き置たる事に及ひたれハ其許限り一見を許すすへし、決して他人にハな見せそとありて貸し与へられし事ありけるに、洪基如何思ひけん、当時窃に写しとり爾後人に見せもせしよし聞えけるを以て、其事実を尋問せしめられしなり〔筆〕(朱書)因云、公近年逸事史補の刪正を思ひ立たれけれど、病痾のため自らとらるへくハあらざりし故、昨年秋の頃村田氏寿に托して刪正せしめられたり

○二月二日鈴木準道を招き晚餐を賜ハリ、金式千疋外に菓子・海苔・服紗・画草紙・鉛筆等を遣ハさる、近々出發帰県する筈なりし故なり

○同日渡辺洪基来る、昨日武田正規より逸事史補の云々を尋問せし故、其軽忽を謝するためなり

○二月三日去月廿八日御降誕ありし皇女の御命名式、所労中参賀せられず、宮内省江不参届を指出さる、此日皇女の御命名左の如し
皇女御名房子^{フサ}ト命セラレ周宮^{カネ}ト称シ奉ル
明治廿三年二月三日 宮内大臣子爵土方久元

○同日午後鈴木準道福井に帰る

○二月五日大谷如水福井より着す、昨年も出京して慶永公の病褥に侍せしか、老躰なれとも其活潑なる事旧時に譲らず、病鬱を慰するには最適當なりし故、更に公に近侍せしめらるゝため呼び寄せられしなり、如水今夜ハ其子巖の家に止宿す、酒肴を其宿所に賜ふ

○同日宮内大臣より、来る十一日紀元節宴会舞楽陪覽に参上すへき旨達せらる、左の如し

宮内大臣叡旨ヲ奉シ、従一位松平慶永殿ヲ来ル十一日午前十一時宮中ノ紀元節宴会ニ招待ス

明治二十三年二月五日

大礼服着用

大綬章佩用

公務又ハ病氣ニヨリ参内難致向ハ速カニ其旨申出ラルヘシ

宮内大臣、皇帝・皇后兩陛下ノ旨ヲ奉シ、松平慶永殿ヲ来ル十一日午後九時宮中ニ於テ催フサル、舞楽ノ陪覽ニ招待ス

明治二十三年二月五日

文官及有爵・有位ハ大礼服、陸軍将校ハ正装、
海軍将校ハ大礼服、服制ナキ者ハ通常服^{〔礼〕朱書}〔燕尾〕、
白襟飾・白手套・大綬章佩用
夫人ハ中礼服(ローブデコルテ)

明治二十三年二月十一日

参内心得

- 一時刻二十分前参内スヘシ
- 一着服指示ニ違フモノハ昇殿ヲ許サス
- 但シ礼服・靴ヲ用ユヘシ
- 一外套ハ昇殿ノ節必ス車中ニ脱シ置クヘシ
- 但シ婦人ハ此限ニアラス
- 一大勲位・親任官・公爵・勲一等勅任官・麝香間祇候・侯爵及
- 各国公使・同官員ハ西溜ニ参集スヘシ
- 一伯・子・男・勅任取扱雇外国人・勲三等以上内外国人奏任官
- ハ東溜ニ参集スヘシ

一宮中ニ在リテハ式部官ノ指示ニ従フヘシ

一宮中ニ在リテハ必ス脱帽スヘシ

一宮中ニ在リテハ指定ノ場所ヲ離ルヘカラス

一宮中ニ在リテハ喫煙ヲ禁ス

一宮中ニ在リテハ静肅ナルヘク、退出ノ節ハ特ニ混乱ナキ様注

意スヘシ

一当日限り西溜ニ参集ノ向ハ正門ヲ入り御車寄ヨリ昇殿シ、東

溜リニ参集ノ向ハ阪下御門又ハ通用門ヲ入り東車寄ヨリ昇殿

スヘシ、且ツ別紙証札裏面へ官・爵・位・勲・姓名ヲ記シ、

諸門参入ノ節皇宮警手ニ示シ昇殿ノ節掛員へ渡スヘシ

但人力車乗用ノモノハ総テ東車寄ヨリ昇殿スヘシ

一車馬ノ立場ハ総テ皇宮警察官ノ指示ヲ受クヘシ

メ

○二月八日茂昭公転地療養のため午後一時三十分出門大磯に赴かる、

節子君新橋停車場に奉送せらる

○同日思召を以て兎二頭下賜せらる、上直侍従の添書左の如し翌九日堤

正誼を代理として御礼を申上らる

一兎二頭

右以思食下賜候間御伝申進候也

二月八日

上直侍従

松平慶永殿

○二月九日医生の宿泊して病を護する事を止めらる、一月三日病氣発動せられし以来太田辰三・林竜之介・前田季二交互宿泊しけるか、近日引続き異状なかりし故停止せられしなり

○二月十一日紀元節所労中参内せられず、宮内省江不参届を指出さる

○二月十七日茂昭公大磯より帰邸せらる、本日水道町邸江安立利綱福井県知事・由利公正子・青山貞男断・橋本綱常・岩佐純・松平正直・長谷部辰連・村田氏寿断・堤正誼・田辺良顕・福島敬典・大谷如水・伊藤輔を招き、新年宴を催されし故一時帰京せられしなり、明十八日再び大磯に赴かる

○三月一日茂昭公大磯より帰京せらる

○三月十一日日本邸祠堂に於て秀康命の誕辰祭中を執行せらる、祭主茂昭公、供饌七台、慶永公所労中武田正規をして代拝せしめらる

○同日御一族中江各家旧禄高に対する財産を、世襲財産に定められなき旨申進せらる、本日松平康民殿邸に於て報恩集会を催され、

御一族の方々参会せらるゝ筈なりし故申進せられしなり、此日当邸よりハ両公とも所勞参会せられさりし、申進せられし書面左の如し

華族祿券之儀多分ハ第十五国立銀行株券ニ成替り、既ニ其株券ハ宮内省ニ於テ御保護被成下候も、必竟株券ニ替り候財産ハ各家祖先之遺産ニ付、尚世襲財産ニ願出候時ハ御保証被成下候御趣意も、厚き聖旨被為在候御儀与遵奉可仕奉存候、就而者一族中御財産保護上者素より各自御意見可有之勿論ニ候得共、祖先ヨリ之旧祿ニ対スル財産ハ、世襲財産ニ御願置相成候ハ、将来御安全与奉存候ニ付、尚御考慮之程奉希望候、右者老情難默止心附之儘拝陳仕候也

明治廿三年三月十一日

松平慶永

一族御中

○三月十二日宮中に於テ御陪食を賜ハる旨御沙汰ありけれど、所勞中参内せられず、不参届を宮内省江差出さる

○三月廿一日春季皇靈祭所勞中参拝せられず、式部職江不参届を差出さる

○三月廿四日石黒務江銅製花瓶高岡製
繪象眼壹個贈遺せらる、手書を添へられたり、是ハ曩に同人より刀兼重
作一振進呈せし故答礼のためな

り、此刀ハ天保十五年慶永公初て帰国の際幕府より賜ハリ、爾後秘蔵せられしに、維新後家事改革の時誤て売却せしを、石黒購ひ置たりとて進呈せしなり

○三月三十日松平康民殿より、御一族方の惣代として過日世襲財産云々申進せられし書面に對し謝状を遣ハさる、左の如し

世襲財産願之儀ニ付御心添之段、一同心肝ニ銘シ御厚情深く辱奉感謝候、右惣代ヲ以テ奉表謝情候也

三月卅日

一族惣代
松平康民

松平慶永殿

○四月三日神武天皇御例祭所勞参内せられず、式部職江不参届を指し出さる

○四月五日茂昭公午後四時四十五分大磯に赴かる、養痾のためなり

○四月八日日本邸祠堂に於テ春季祭祭大を執行せらる、慶永公所勞中出席せられず武田正規代拝す、茂昭公大磯滞在所禱竜
館より出京拝礼せらる明九日再ひ大
磯に赴かる

○同日手書を武田正規に下たし、康莊君の帰朝を望まるとよしの内意を指示さる、左の如し

余昨年来病痾ニ而臥褥罷在、今年も容易ニ者全快之程難斗、右
ニ付康莊儀明治十七年二月洋行殆七年ニ近く久々面会不致候ゆ
へ、一度帰京対面致度、帰朝之上都合次第再洋行為致候とも不
苦与存候、右之趣三位殿江具申し、村田・堤其他へも相談有之
度候也

明治二十三年四月八日

慶永

武田正規へ

○四月十二日由利公正子不・青山貞男・村田氏寿・堤正誼・橋本綱
常・加藤斌を招き、康莊君ニ帰朝を促すへきや否やを議せしめら
る、此時康莊君今日帰朝せられてハ或ハ修学の機を誤らるへきか
の議もありけれど、茂昭公此節の病痾ハ追々軽からざる御容躰に
陥らるへしと、橋本・岩佐等診断せし旨ありし故、慶永公実ハ深
く此事を懸念せられ、さては御自身の対面に托して帰朝の内意を
示されたるものと推考せられし故、青山已下一同御同意を表して
速に電信を發し、帰朝を促され然るへきに決したりき

○四月十三日武田正規大磯茂昭公の許に参候す、是ハ青山・村田以
下の人々慶永公より示されし如く、康莊君に帰朝を促され然るへ
き旨決議せし故、其旨を申上るためなり、此時茂昭公にも御同意
ありていよく帰朝を促さるゝ事となれり、今夜武田大磯に一泊

す

○四月十六日福井尋常中学校長兼教諭久田督外八名、同校学生六十
二名内九名不を引連れ関口町別邸及び水道町本邸に来る、是ハ此節
上野公園に於て第三回内国博覧会を開かれし故、観覽のため出京
せりとの事にて両邸へ伺候せしなり、関口町別邸にてハ建物狹隘
なりし故、校長以下学生一同を庭前江整列せしめ、慶永公出て面
会、告辞書を朗読せられ、本邸にてハ表座敷に於て慶民君・春光
君茂昭公不在中面会、折詰行廚・酒を差出し武田正規慶永公の代理を以
て祝辞を朗読せり、左の如し

今般内国第三回博覧会観覽トシテ遙々福井県ヨリ上京シ、該会
ノ教育陳列品等ヲ見テ今後学事ノ進歩奮ナラスト国家ノ為メ欣
喜ニ堪ヘス、殊ニ本日ハ予カ邸へ訪問ヲ辱フシ旧誼ノ厚キヲ感
謝ス、因テ慶民・春光面接シテ懇親ヲ結ヒタク、尚将来介助ア
ランコトヲ希望ス

明治廿三年四月十六日

従一位松平慶永

○四月十七日英国倫敦康莊君の許江電信を發し帰朝を促さる、此電
信ハ外務省より倫敦在留川瀨公使江宛て發せられたり、電文左の
如し

河瀨 倫敦

春嶽ハ松平・松本即帰ヲ望ム、父親カンサルニテ病氣、正金銀

行ヨリ二百ポンドヲ得ヨ

○四月廿四日茂昭公大磯旅館より関口別邸〔町(朱書)〕に参候せらる、慶永公近

日嘔吐等の事あらせられし故なり明廿五日茂昭公大磯に出発せらる

○四月廿八日英国倫敦発康莊君より、外務次官岡部長職殿に宛返電を遣はさる、此返電ハ三輪甫一関口町別邸へ持参せり、左の如し

四月廿七日午後七時二十分接

能々思考スルニ直ニ発程難致ニ付春嶽江通報アリタシ、委細郵便

○五月二日茂昭公午前十一時二十六分大磯発汽車にて帰京、直に関

口町別邸に参候せらる

○五月十二日茂昭公午後二時三十分新橋発汽車にて大磯に赴かる

○五月廿一日茂昭公午前十一時三十分大磯より帰京せらる

○五月廿三日茂昭公・春光君午後(マ、)五十五分新橋発汽車にて大磯に赴かる

○六月二日本邸祠堂に於て秀康命の例祭大祭を執行せらる、慶永公所

勞中門野隼雄をして代拝せしめらる、茂昭公大磯より出京、拝礼せらる

○同日慶永公病状猝かに大漸五時三十分終に薨去せらる、昨廿二年五月廿三日発病後一時快癒せられけれど、尚氣候の変遷せる折々毎に宿痼稍もすれば発動し、しかのミならず月を逐ふて衰弱を加ハへられし故、只管劇変を恐れてありしか、本日午後過突然急性肺水腫症を發し呼吸促迫窒息状にて甚しく煩悶せられ、五時三十分危篤に迫られしなり、岩佐純の御容体書左の如し

御容体書

岩佐 純

従一位様御容躰近来ハ別ニ著ルシキ御異状ナク御経過ノ処、昨一日午前卒然御熱・御発咳等流行性感冒ノ御容躰御発動、午後ニ至リ御熱度追々御増進、加フルニ稍嗜眠ノ御状ヲ呈セラル、然シ別ニ危険ノ御容躰ト申ス程ニハ在ラセラレス、本日日午前ニ於テハ以上ノ御熱度大ニ減退相成、唯昨日ノ御發熱故カ稍御疲労ノ御容躰ニ在ラセラル、御咳嗽ハ相変ハラス御發動、其他御異状ナク御睡眠ハ昨日ヨリモ却テ少ナク、御精神上ニ於テモ著明ノ御變動在ラセラレス、然ルニ午後二時頃俄ニ御熱度三十九度ニ昇リ、加フルニ御惡寒甚敷戰慄ノ御容躰、爾後御肩胛部御凝聚様ノ御感覺在ラセラル、午後五時過突然御呼吸不利促進甚タシク御喘鳴等、窒息状ノ御病状ニテ殆ント十五分間御煩悶ノ状、急性肺水腫之御容躰ニテ遂ニ同日午後五時三十分薨去遊

ハサル

○同日急使を以て御親戚方・御一族方外に旧臣優遇の一系列に危篤の旨を通知せらる、左の如し

御親戚方・御一族方

徳川家達殿	松平確堂殿	徳川達孝殿
松平 齊殿	徳川頼倫殿	松平慈貞院殿
鍋島直大殿	立花寛治殿	蜂須賀茂韶殿
徳川達道殿	酒井忠篤殿	細川峰子殿
細川護久殿	池田幸子殿	細川宏子殿
阿部正桓殿	長岡護美殿	広橋賢光殿
津軽承昭殿	伊達宗城殿	松平康民殿
松平直亮殿	松平直徳殿	松平基則殿
松平直静殿	松平直克殿	松平直平殿
松平直哉殿		

御旧臣優遇列

由利公正子	青山貞男	村田氏寿
堤 正誼	橋本綱常	岩佐 純
田辺良顕	加藤 斌	佐々木長淳
伊藤 輔		

○六月三日午後一時三十分内舎人入江長佑を以て、聖上・皇后宮両

陛下より病氣御尋として御菓子を下し賜ハリ、皇太后宮陛下よりも同しく御菓子を賜ハリたり、是ハ昨二日薨去せられけれと急遽の場合未だ表面の御届に及ハれさりし故、病状を御尋ねありしなり、宮内大臣・皇后宮大夫の書翰左の如し皇太后宮の御使ハ皇太后宮属鶴沢直房書翰なし、病氣御尋の趣口述

所勞之趣被聞召御尋トシテ御菓子一折下賜候条、此段申入候也

明治二十三年六月三日 宮内大臣子爵土方久元

従一位松平慶永殿

所勞之趣皇后陛下被聞食御尋トシテ御菓子一折下賜候条、此段申入候也

明治廿三年六月三日 皇后宮大夫子爵香川敬三

従一位松平慶永殿

○同日英国留学康莊君江電信を以て慶永公の薨去を報し、又福井在勤家従有賀清門及び旧臣の各地方に在勤する輩江、同しく電信を以て凶事を報せらる、左の如し

康莊君江

従一位殿昨二日薨去、康莊へ為知ヲ請フ英文訳

松平茂昭

英国倫敦公使館宛

有賀清門江

老公御病氣俄ニ御差重リ、昨夕五時半薨去、夫々江知ラセヨ

在地方旧臣氏名

御家令

松平正直仙台

本多鈞月神戶

福島敬典横須賀

石原虎雄岡長

長谷部辰連山形

半井澄都京都

柳本直太郎名古屋

○同日宮内省本省一通 爵位局一通賞勳局江薨去届を差出さる、左の如し

薨去御届

養父従一位勲一等松平慶永

病氣罷在候処、養生不相叶昨二日午後五時三十分致薨去候、依テ別紙診断書相添此段御届仕候也

明治二十三年六月三日

侯爵松平茂昭

宮内大臣子爵土方久元殿

別紙

薨去御届

慢性腎臓炎症

明治十八年八月発病諸症

漸々増進、同廿三年六月二日卒然

肺水腫ヲ併発シ、同日午後五時三十分遂ニ窒息ニ陥リ薨去

右者拙者施治罷在候処頭書ノ通り薨去相成候ニ付、此段及御届候也

明治廿三年六月二日

岩佐 純

薨去御届

養父従一位勲一等松平慶永

病氣罷在候処養生不相叶昨二日午後五時三十分致薨去候、此段御届仕候也

明治二十三年六月三日

侯爵松平茂昭

宮内大臣宛

賞勳局総裁宛各通

○同日小石川区役所江死亡届を差出さる、左の如し診断書ハ宮内省江 差出されしものと 同文なるを 以て省く

死亡届

小石川区関口町百六十二番地

埋葬地品川海晏寺

松平慶永

右六月二日致病死候ニ付除籍相成度、別紙医師診断書相添此段

及御届候也

明治二十三年六月三日

小石川区長戸井田重豊殿

右松平慶永養子 小石川区水道町卅五番地華族 松平茂昭

○同日来る八日午前八時関口町別邸出棺、品川海晏寺後岡に於て葬

儀を執行し、畢て同地に埋葬せらるゝ事に決し、又葬儀の齋主・副齋主を定めらる、左の如し

齋主

神道管長子爵稲葉正邦

副齋主 少教正 杉浦勝雅

徳川達孝

○同日葬具調達方を是永隣平に命せらる

從一位慶永殿御病氣ノ処、昨二日午後五時卅分薨去被致候、
此段旧福井藩諸君ニ告ク

○同日旧交ある諸家及び旧臣江、封書又ハ端書を以て薨去及び葬儀

の日時を通知せらる、其次第左の如し人名ハ別冊あるを以て爰には略す

宮御方 各大臣 勅任官 麝香間祇候 華族

明治二十三年六月三日

武田正規

右封書使价持廻り

高等官并旧交ある諸家

○同日午後十時遺骸を棺に納めらる、橋本綱常・石塚左玄予め消毒

右封書郵便

法を施し、石炭酸石灰を以て遺骸の周囲を填充す、家從沢木禄平

在京旧臣

・佐野久、側室糟谷ふち、奥女中小野田・千枝専ら納棺の事を奉

右端書

仕し、納棺後茂昭公以下御家族方拜礼せられ、次に棺の蓋を鎖し

在福井旧臣

更に外棺へ納めて釘付す、棺の構造・衣服・棺前の裝飾等左の如

右福井事務所より通知

し

一前項の外明四日より来る七日に至る四日間、時事新報・朝野新

聞・日々新聞・読売新聞・報知新聞に掲げて、薨去及び葬儀の

日時を報告せらる、報告文左の如し

從一位松平慶永儀病氣ノ処、昨二日午後五時三十分薨去ス、

一臥棺 長五尺五寸幅一尺 厚一 桐材 指蓋内部垂鉛板張り

此段辱知ノ諸君ニ告ク

一外棺 長五尺八寸幅二尺 厚一寸 檜材 置蓋内部チヤン塗

但来ル八日午前八時小石川区関口町百六十二番地出棺、品

一衣類 白羽二重袴 白羽二重襦袢 白羽二重帯

川海晏寺墓地江神葬ス

白精好袍袴 冠 中啓

明治廿三年六月三日

親戚 松平康民

小礼服一

一 正寝に注連繩を曳廻し、葉薦を敷、棺台を据ゑ棺を安置す、
棺の覆ハ白羽二重なり、棺前に八脚案を置、案上に塩・水・
洗米・榊・時花^左・灯^{白木雪洞付}_{左右}を供ふ

一次ニ玉串案ヲ居ウ
一次ニ喪主以下礼拝
此間奏樂

○六月四日午前九時納棺祭を執行せらる、喪主茂昭公、齋主杉浦勝
雅、祭官今村今・千村孝義、伶人本島重久・小野亮道・東儀文礼
奉仕す、祭式及び参祭御親戚方左の如し

一次ニ令扶以下拝礼
一次ニ齋主以下拝礼
一次ニ玉串案ヲ引
一次ニ撤供

納棺祭式

此間奏樂

一 齋主以下祭官着坐
一 喪主以下親戚着坐
一 令扶以下着坐

一次ニ饌案ヲ引
一次ニ幣帛ヲ撤ス
一次ニ幣帛案ヲ引
一次ニ齋主進ミ一拝

此間奏樂

一次ニ退手

一 齋主柩前ニ進ミ一拝
一次ニ幣帛案ヲ居ウ
一次ニ幣帛ヲ奉ル
一次ニ饌案ヲ居ウ
一次ニ供饌

一次ニ喪主以下退坐
一次ニ令扶以下退坐
一次ニ齋主以下退坐
会祭御親戚方

此間奏樂

御家族方

徳川家達殿

徳川達孝殿

一次ニ齋主進テ一拝
一次ニ入棺ノ詞告

徳川頼倫殿

鍋島直大殿

此間吹笙

メ

一次ニ四拜八平乎復坐^(手)

○同日午後武田正規・草尾銈太郎を品川海晏寺に派遣せらる、葬地

の位置、該地の掘方及び小屋建設方会葬人の休憩所等を指定する
ためなり、橋本清廉・室田文六に土木の事を委任せられ、兩人ハ
本日より海晏寺に止宿、其工事を董督せり、此時指定せし事目左
の如し

一 葬地 墓地の西北隅

一 葬穴 幅五尺長一丈二尺深一丈余

一 仮覆 間口四間裏行五間柿葺

一 墓守所 幅九尺長二間

一 葬儀所 海晏寺本堂東椽側北椽に各幅二間長四間二尺の仮屋を建継ぎこれに充つ

一 式場 本堂中央 一 御親族方・祭官・伶人席 本堂右側

一 総会葬人席 本堂左側

一 受附所 海晏寺総門に対する海浜の空地に間口裏行九尺の仮屋を設けてこれに充つ

一 弁当仕出シ場 泊船寺本堂を借り受けてこれに充つ

一 弁当切府渡シ場 品川橋際の家屋二戸借受けてこれに充つ

一 会葬人休憩所

一 高等官・華族方・同代拝・神官・僧侶ハ川崎屋を借受け之に充つ

一 総会葬人ハ海晏寺門内左側空地に間口十間裏行三間の仮屋を設け、外に京屋・大津屋を借受けこれに充つ

一 旧臣ハ海晏寺門外左右路傍江各間口二十間・裏行六尺の仮屋を設けこれに充つ

一 巡査其他列内随行者ハ松波某の家 川崎屋 を借受けこれに充つ

一 馬車・人力車置場ハ妙国寺門内山内家持地及八幡社境内借

受けこれに充つ、別に馬繋き所・秣置場を仮設す

○同日第一師団司令部江葬送日時及び道筋を届出らる、儀仗兵を差遣せらるゝ例なるを以てなり、届書左の如し

故従一位松平慶永葬式ニ付上申

東京市小石川区関口町百六十二番地 東京府華族

故従一位勲一等松平慶永

右者六月二日病死、来ル六月八日午前第八時出棺、関口町・水道町・江戸川町・飯田町・雉子橋・八代洲河岸・日比屋門・新シ橋通り・芝山内・赤羽根通・三田・高輪ヲ経テ品川海晏寺埋葬地江葬式執行候間、儀仗兵御差遣シ相成候様致度、此段上申候也

明治廿三年六月四日

右故旧東京府華族

子爵由利公正 印

同

男爵青山 貞 印

第一師団司令部御中

○六月五日午前二時有賀清門家・毛受洪・田川乙作・鈴木準道福井より着す、去る三日発電信の凶報を聞、即日出發せしなり

○同日送葬函簿及び葬日の受附以下接待員を定めらる、左の如し

送葬函簿

前駆 高帽フロツクコート
大谷一枝騎

警部 林 勝利騎

同

佐々木文次郎同

同

矢崎政次郎同

警部 坂野親伯騎

同

田辺政之助同

同

平井忠弥同

警部 岡田 幌

警部 山形廉夫

巡查二十人

旧藩士三十人

同 高橋星雄

同 和田直静

同 和田春孝

同 天谷誠也

同 横井 豁

同 水野珍義

同 真柄直温

同 斎藤 泰

同 巴乘嘉吉

巡查二十人

旧藩士三十人

儀仗兵

歩兵一聯隊 砲兵一大隊

幣帛附

真榊 粹入
白丁四人

紅旗

白丁一人

白旗

同

紅旗

同

白旗

同

白旗 白丁一人

紅旗 同

白旗 同

紅旗 同

同

伶人九人 力車九輛

銘旗 直垂

大武利平 岩屋政夫

造花 白丁一人

生花 白丁一人

根付榊 粹入 白丁二人

造花 白丁一人

生花 白丁一人

根付榊 粹入 白丁二人

紅旗 同

祭官 一人

辛櫃 白丁三人

副斎主杉浦勝雅

馬車一頭 馭者丁

斎主稻葉正邦

白旗 同

祭官 一人

馬車二頭 馭者丁

馬車二頭 馭者丁

祭官 一人

贈進造花 白丁

同生花 白丁

同根付榊 白丁二人

祭官 一人

贈進造花 白丁

同生花 白丁

同根付榊 白丁二人

輜重兵半大隊
会葬員 馬車
会葬人 人力車
会葬諸人

旧臣 巡査 十人
大目籠三荷
浅黄看板着
人足八人
出入町人手伝ノ者
法被着
九人
旧臣 巡査 十人

鹵簿役割人名

行列繰出シ

大谷 巖
長谷部仲彦
沢木直行
村田熊造
前駆 騎馬正帽略服大谷
一枝ハ高帽フロックコート
坂野親伯
林 勝利
田辺政之助
佐々木文次郎

平井忠弥
矢崎政次郎
大谷一枝
途中行列見計

山形廉夫
奈良 実
東方作太郎
由比景頼
円乗嘉吉
横井 豁
高橋星雄
真柄直温
千本貫一
長谷川道興

銘旗
大武利平
岩屋政夫
勲章

松平直静殿
出浦力雄
阿部正義
鈴木準道
枢護衛

小林千和岐
山口平三郎
跡部貴直
林 騮二
横山軍次
乙部尚志
横山彦六
山崎幾太郎
木下寛也
市橋乙吉

枢附添
佐野久持守刀
有賀清門
長谷川源之丞
草尾一馬

小林太伸
毛利元蔵
田川乙作
八田知勝
溝口興禎
伊藤勉之助
大谷如水

杖
長谷川友次郎

沓
松原熊次郎

海晏寺受附

能勢久成	南部広矛	海福 雪	円乘 豁	中野哲之介	高橋寛輔	松本鉄松	井上芳吉
大津屋接待	山岡次郎	岡本益道	富沢 僚	水野 巽	水野行敏	真柄直温	斎藤 易
斎藤修一郎	栗塚省吾	小川博明	渥美友成	田辺良顕	栗塚省吾	天方 道	山県 昌
京屋接待	佐々木千尋	加藤治幹	大島正人	不動境内接待	音羽休息所	増田 綱	荒木初次郎
由利公正子	田辺良顕	渡辺洪基	橋本綱常	増田 綱	荒木初次郎	小笠原誠	柳下士興
斯波有造	加藤 斌	今井兼輔	東郷正路	田辺良顕	栗塚省吾	田辺良顕	栗塚省吾
井上 穆	水野珍義	関 義臣	渥美友成	音羽休息所	音羽休息所	天方 道	山県 昌
川崎屋接待	大館尚氏	勝木立根	中根牛介	岩屋 政	佐野 雪	八木十九吉	鈴木 薫
松平正秀	多賀谷淳	石川武直	高田波門	関口町別邸受附	楠 量志	増田 綱	荒木初次郎
牧野 洋	大宮藤太郎	佐々木曠	高田波門	岩屋 政	佐野 雪	小笠原誠	柳下士興
萩原 縫	大館尚氏	勝木立根	中根牛介	八木十九吉	鈴木 薫	田辺良顕	栗塚省吾
同上門内接待							
毛受 洪	石原虎雄	佐々木長淳	斎藤 易	加藤藤左衛門	高橋太一	酒井良明	妹尾義稠
村田氏寿	堤 正誼	福島敬典	岩佐 純	市村祥彦	横井 潔	岩佐努力	萩原庸介
青山貞男	山県 昌	佐々木長淳	斎藤 易	岡田 滉	和田春孝	小田護一	片山平七
海晏寺本堂内接待							
森田果義士	木沢定夫	広部正三	荒木初二郎	相馬牧夫	天谷五郎七	天谷誠也	成田重喬
外二 鷹ノ者七人							
近藤 篤	武田正一郎	小栗 誓	青木 修	島田重民	玉村莊次郎	田口虎之助	
山沢 簡	横山 強	関 俊章	井原頼尊	弁当仕出方			
増村嘉則	和田直静	牧野恒雄	星野興逸	増村嘉則	和田直静	牧野恒雄	星野興逸

佐藤喜平 小木 淳 根来盛明 村田弥之助
水谷恒次郎

儀仗兵接待

橋本綱常 石塚左玄 福島敬典 高野伊三吉

大井確士

慶民君 喪主茂昭
公代理 附添

武田正規

幾子君・節子君隨行

笹川章門 女中
駒野

御家族方隨行

沢木禄平 女中
ふち 同 小野田 同 千枝

女中 鍋 同 ひて 同 かね

康莊君代拝

門野隼雄

海晏寺先詰

草尾銈太郎 前夜より
島津將監

邸内居守

山本 武 水道
町 岩屋 政 関
口町 三上 謙 関
町 尾崎 涼 関
町

中島直蔵 関
町 高島竟介 水道
町

メ

○六月六日更に第一師団司令部江送葬の日時・道筋を届出らる、是

ハ去る四日差出されし届書には儀仗兵差遣云々の文字ありしに、

師団にハ往復里程 各宮所より喪家に赴き夫より葬地に至り六里以上なる
事終て更に宮所に帰るまでの間を通計す

時は儀仗兵を出されざる内規あるよしなりし故精細調査せしに、

即六里以上に及ふへかりしを以て、止を得ず儀仗兵差遣ハ請求す

ましきかの議ありしに、恰も伊達宗城殿来邸、此儀を聞かれざる

にても今一応宮内大臣江事状を陳述すへしとて直に参省、前記の

事状を申出られ、尚大臣より上聴に入れられしかは、特旨を以て

陸軍省江内規に拘ハらす儀仗兵差遣すへき旨仰出されしよしにて、

則差遣せらるゝ事とはなりけれど、しか内規ある上は此方より請

求すへきにあらざる故、儀仗兵差遣云々の文字を削り、更に日時

・道筋のミを届出られしなり、届書 此時最前の届出
ハ下戻しを請ハる 左の如し

故松平慶永葬式二付御届

東京市小石川区関口町百六十二番地
東京府華族

故従一位勲一等松平慶永

右者六月二日病死、来ル八日午前第八時出棺、関口町・水道町

・江戸川町・飯田町・雉子橋・八代洲河岸・日比谷門・新シ橋

通り・芝山内・赤羽根通り・三田・高輪ヲ経テ品川海晏寺埋葬

地江葬式執行候間、此段御届申上候也

明治廿三年六月六日 従四位堤 正誼

第一師団司令部御中

○同日東宮殿下より御菓子を下賜ハる、東宮大夫の添書左の如し

一御菓子 一折

右者御養父従一位殿薨去ニ付下賜候間、御廻申入候也

明治二十三年六月六日 東宮大夫子爵曾我祐準

正三位侯爵松平茂昭殿

○同日宮内省より明七日勅使差遣せらるべき旨達せらる、左の如し

従一位勲一等松平慶永薨去ニ付、明七日午前十時勅使トシテ式

部官田中建三郎被差遣候条、此段相達候也

明治二十三年六月六日 宮内大臣子爵土方久元

正三位侯爵松平茂昭殿

メ

来ル八日故従一位勲一等松平慶永葬送ニ付、明七日午前第十一

時勅使トシテ侍従子爵堀河康隆被差遣候条、此段相達候也

明治二十三年六月六日 宮内大臣子爵土方久元

正三位侯爵松平茂昭殿

メ

○六月七日午前十時勅使式部官田中健三郎殿関口町別邸に臨ミ勅書

を伝へらる、親戚松平康民殿喪主に代ハリて接待し、勅使帰去後

康民殿参内御礼を申上らる、勅書及び勅使接待の次第左の如し

勅書写

故従一位勲一等松平慶永

至誠憂国夙竭藩屏之重任、大義勤王以賛中興之宏猷、偉勲有成

純忠可嘉、今也淪亡曷勝悼惜、茲賜金幣以吊慰

明治二十三年六月七日

奉勅 宮内大臣従二位勲一等子爵土方久元

御目錄

一金幣 千円

メ

勅使接待次第

一勅使参向ノ報ヲ得テ家令門外ニ、親族門内ニ出迎

一勅使玄関ニテ下車

一親族勅使ヲ休息所ニ案内ス

一親族勅使ヲ柩前ニ導ク

一式部属金幣ヲ柩前ノ案上ニ置ク

一式部属詔書ヲ勅使ニ進ム

一勅使進テ詔書ヲ読ミ、畢テ案上ニ置ク

此時喪主柩ノ側ニ敬礼ス

一畢テ親族勅使ヲ休息所ニ導ク

一帰去ノ節親族門内迄、家令門外迄勅使ヲ送ル

○同日午前第十一時勅使侍従子爵堀河康隆殿関口別邸に臨ミ幣帛・

神饌を賜ふ、明八日出棺送葬せらるべきを以てなり、賜物及び勅

使接待の次第左の如し

賜物

一 白絹 三匹

一 紅絹 三匹

一 真綿 三十屯

一 鯉節 十連

一 神饌 七台

御酒 一台 洗米 一台 鏡餅 一台 鯛 一台

鯉 一台 水菓子 一台 昆布 一台

接待次第

一 午前十一時家令扶門外ニ、宗族出迎諸員燕尾服ヲ着用ス玄闕前ニ出迎

一 勅使侍從堀河康隆大礼服着用警部四騎護衛ス玄闕ニテ下車、此時宗族書院

ニ誘引先導ス、喪主同所ニ出迎フ

一 茶菓ヲ呈ス

一 勅使喪主ニ旨ヲ伝ヘラル、喪主拝ス

一 喪主棺前ニ至リ賜物ヲ供シ、畢テ喪主勅使江樞前ニ供ヘタル

旨ヲ報シ拝ス

一 勅使御退去

見送りハ出迎ノ時ノ如シ

ノ

一 当日出迎の御親族ハ松平康民殿燕尾服・喪主茂昭公代理慶民君

門前出迎家扶
門野隼雄

一 勅使御帰の後御礼として松平康民殿参内東御車寄御玄闕にて

御礼申上らる

一 勅使江御菓子干生菓子台付折隨員江菓子折を差出たす馬丁并持人江紙包菓子を出たす

一 兩勅使とも正式御用ひありしなり

ノ

一 慶永公薨去の訃に接し、福井其他遠地より出京せし旧臣人名

左の如し

毛受 洪 田川乙作 大館尚氏 狛 元

毛利元蔵 勝木立根 矢野虎太 久我次郎

本多 範 水谷虎作 林藤五郎 秋田三吾

皆川広繼 岡田喜藤太 飯島源橘 永田 重

堀 運平 東郷竜雄 酒井嘉多志 岡部 長

杉田唯衛 狛 教澄 福山 基 浅井政由

高田利雄 本多七平 原 益雄 真田幸衛

渡辺 蓬 横田兵蔵 田辺 栄 武田正雄

久世 久 菅沼 秋 佐野彰規 大井健一郎

桑山 正 生田準内 川村 豊 松原四郎

小島逸八 長谷部他作 辻岡 卓 木内 卓

木内盛潔 加藤常之助 佃 貢 若林 寿

鈴木準道 鈴木 道 三好助右衛門 好川六郎

各遠地より上京人名

本多鈞月神戸 高村 高神戸

石原虎雄 矢島新之介

矢島克之介

半井 澄 京都

佐々木曠 岐阜

上京中の人名

本多副元男

徳山繁樹

伊藤 真

山本 晋

千本貫一

奈良 実

溝口興禎

小栗 秋

南部方貞

藤井五郎兵衛

森田三郎右衛門

一銘旗・墓標・誌版左の如し

銘旗

白生絹 長卷丈三尺
幅卷尺八寸

從一位勲一等松平慶永之柩

墓標

檜材 長卷丈五尺
一尺角無節

從一位勲一等松平慶永之墓

誌版

銅片 長卷尺五分幅
九寸厚三分 印籠形石蓋付 長卷尺四寸
幅卷尺二寸

從一位勲一等松平慶永公、父田安從一位齊匡公、母

木村氏以文政十一年九月二日生、天保九年九月四日

為越前守松平齊善公嗣、安政五年七月五日有故隱居、

配細川氏、明治二十三年六月二日罹病薨去得年六十

有三、葬品川海晏寺後岡松平氏塋域

送葬道筋

六月八日午前八時小石川関口町ノ邸ヲ出テ左へ、目白坂ヲ下リ
右へ、桜木町小日向水道町通り右へ折レ左へ、江戸川町通り舟
河原橋ヲ渡リ左へ、飯田橋ヲ渡リ飯田町通り雉子橋門ヲ入り文
部省前掘端通り八重洲河岸通り右へ、日比谷門ヲ出左へ、鹿鳴
館横通右へ、左へ新シ橋ヲ渡リ愛宕町ヲ経テ芝公園・増上寺前
通り赤羽根橋通り札之辻ヨリ右へ、田町通り高輪ヨリ品川海晏
寺墓地江

発葬次第

午前五時発葬祭

同五時半一番拍子木 一ツ、打

弁当用意

同七時二番拍子木 二ツ、打

供立

同八時三番拍子木 三ツ、打

諸家より贈進の榊・生花・造花

一榊 三十五対 一生花 七十二対

一造花 十四対

計百二十一対

右の内送葬行列に加へられしハ八十対にして、外に四十一対ハ
葬日早朝海晏寺墓地江別に廻送せられたり、贈進者の姓名ハ別

書葬儀始に譲る

○同日午後五時関口邸別室に於て移靈祭を執行せらる、喪主茂昭公、外に齋主杉浦勝雅、祭官今村今・千村孝義、伶人本島重久・小野亮道・丹羽敦奉仕す、靈代及び祭式・祭場出席の方々左の如し

靈代

一 靈鏡徑曲尺一を以て靈代とす裏面に位階・勲等・姓名・薨年月日を記す、此書ハ茂昭公執筆せらるゝ筈なりし
か、不例中故少教正高平富右衛門代書せり 左図の如し



祭式

靈床ニ葉薦ヲ敷キ、幌壁代ヲ掛ケ、注連繩ヲ曳キ廻シ、真櫛ニ五色絹ヲ付シ、左方ノ櫛ニ鏡ヲ付シ、右方ノ櫛ニ錦袋入劍ヲ付ス、灯台ヲ左右ニ置キ花瓶ニ生花等ヲ供ス

一 齋主以下祭官着座

一 喪主以下親戚着座

一 令扶以下着座

此間奏樂

一 略被式

一 次齋主柩前ニ進ミ一拝

一 次靈璽ヲ柩ノ方ニ向ル

一 次移靈詞ヲ告ル

此間吹笙

一 次靈璽ヲ正面ニ向直ス

一 次再拜短手

一 次靈璽ヲ小床ニ奉移

此間奏樂

一 次幣帛案ヲ居ル

一 次幣帛ヲ奉ル

一 次饌案ヲ居ル

一 次供饌

此間奏樂

一 次祝詞ヲ奏ス

此間吹笙

一 次四拜八平手

一 次玉串案ヲ居ル

一 次喪主以下礼拝

此間奏樂

一 次令扶以下拝礼

一 次齋主以下惣拝

一 次玉串案ヲ引

一 次撤供

此間奏樂

一 次饌案ヲ引

一次幣帛ヲ撤ス

一次同案ヲ引

一次閉扉

此間吹笙

一次退手

一次喪主以下退座

此間奏樂

一次令扶以下退座

一次齋主以下退座

祭文

從一位勲一等源朝臣慶永公乃御靈乃大御前爾少教正杉浦勝雅忌

淨回里豆畏美白佐久公乃御靈伊今也御位母百官乃極爾在志歲月積坐

世志広伎御徳波大海原浪乃八百会乃広久遠久外国麻伝毛響伎輝伎奈

倍天乃人每仰加邪留毛乃無留可伎執礼乃人可尊美慕波邪留毛乃無留可

久御齡毛六十歳乃坂越衣佐世坐志阿奈尊乃御榮奈留可那然波在杼母幾

秋掛天世乃長人刀立榮常石堅石乃御榮乎伎奉里豆在介留乎貴伎賤

伎分遲奈久是乃現志世乃習刀志天是乃月二日乃夕日乃降爾神退坐雲

井乃空爾天翔里神乃御列爾昇里給奴三位乃卿初奉深伎御由可里乃君

等諸人歎惑比憂比悲美在都留爾明日奈毛神葬里仕奉里品川乃里奈留

奥都城所爾御供仕奉礼婆今宵御靈移乃式仕奉豆捧奉留神靈靈爾奇

伎御靈波移志給比止々米給豆礼代乃幣帛刀妙奈留絹爾種々乃珍乃御

饌物御机代爾備閉奉里奴礼志袂母干志阿閉受執々捧留玉串爾真心

籠留心古古呂乎字礼志美字牟可志美聞食享坐天千秋五百秋鎮里

坐志御家乃榮乎神議里幸比坐刀称言竟奉良久刀鹿自物膝折伏天畏美

白須

明治二十三年六月七日 齋主少教正杉浦勝雅

○同日墓地の監護を山県昌・島田重民に依嘱せらる、両氏本日より

七月廿一日に至る五十日間六月二日より起算墓側に宿直せしなり

○六月八日午前八時慶永公の遺骸関口別邸出棺、品川海晏寺後岡墓

地に送葬せらる、茂昭公不例出棺の際門外まで奉送、慶民君葬主

を代理せられたり、出棺の次第及びひ会葬人員人名ハ別記に譲る其他椅子配置、

弁当準備等左の如し

出棺の次第

一 午前七時二番拍子木ニテ行列ヲ整列シ、家令其旨ヲ申告シ挙

棺ノ用意ヲ成ス

一 靈舎ヨリ玄関マテノ間家従及ヒ枢護衛陸軍軍人棺ヲ昇キ家令先導

ス、玄関ニ至リ一時棺ヲ輿台ニ安置シ、輿ノ裝飾ハ白羽二重

ノ幌ヲ張り注連繩ヲ曳廻シ、準備全ク了テ挙棺ヲ申告ス、時

正二八時

一 茂昭公不例葬ヲ送ラレス、喪服ニテ門外マテ奉送セラル

一 伶人奏樂玄関ヨリ目白坂下ニ至リ樂ヲ停ム

一 慶民君喪主代理、喪服・立烏帽子・藁沓・左杖目白坂下ヨリ馬車

一 幾子君・節子君・里子君・正子君・友子君白褂袴、錦之丞君
・春光君白服袴目白坂下マテ徒歩
同所ヨリ馬車

ノ

会葬人員

一 御家族方

慶民君茂昭公代理 幾子君 節子君 里子君

正子君 友子君 錦之丞君 春光君

清子君 茂時君

外二 康莊君代拜門野
隼雄

一 御親戚方・御一族方

徳川家達殿 徳川達孝殿 徳川頼倫殿

鍋島直大殿 酒井鎌子殿
忠篤殿 立花純子殿
寛治殿

徳川徳慎院殿 徳川光子殿 酒井鎮子殿

細川宏子殿
峰子殿 松平茲貞院殿 池田幸子殿

松平確堂殿 蜂須賀茂韶殿 松平康民殿

松平 斉殿 松平直亮殿 松平直克殿

松平基則殿 松平直徳殿 松平直方殿

松平直静殿 松平慶憲殿 松平直己殿

松平直平殿 徳川達道殿 松平直哉殿

津軽承昭殿 細川護久殿 広橋賢光殿

長岡護美殿

一 官方御代理四名

一 勅任官及華族方百三十五人

一 寺院及諸家々令等七十三人

一 遠地ヨリ出京六十人

一 惣会葬千百十九人

合計千三百九十一人

但行列中ノ人員ハ除ク

儀仗兵人員

一 歩兵一聯隊千六百九十九名

一 騎兵半大隊二百五十名當時不在
出兵なし

一 砲兵一大隊三百七十五名

一 輜重兵半大隊三百七名

一 旅団司令部六名

計式千六百三十七名

内上長官七名 士官百二十一名

一 司令官真鍋中佐

一 椅子配置

海晏寺本堂三百脚 川崎屋三百脚

目白坂下儀仗兵士官百脚

外二 長六尺腰掛け數十脚

一幕張

海晏寺玄関 一張 同寺中ノ口 一張

同上仮建所 七張 同上表門 一張

同上門外受付 六張 同上門内仮建 二張

川崎屋 二張 大津屋 一張

京屋 一張 受附所 一張

一弁当

上等二重 千五百三十六個 一個代四十錢

並九寸折詰 三千個 一個代十五錢

精進折詰 二十個 一個代二十五錢

人夫弁当料 朝五百五人 一人十錢
昼五百三十三人 一人十五錢

計五千五百九十四人分 代金千九百九十九円八十五錢

○同日関口邸出棺後予定の道筋を経て午前十時過芝公園に着、弥生

館を借受休憩処に宛、此処にて喪主より儀仗兵の護送を辞退し、

将校に菓子カステラ・ラムネ、下士以下に氷水を出さる、十二時前海

晏寺に着棺、十二時埋葬祭執行、畢て埋葬、午後四時二十分事完

く了る、五時廿五分喪主以下各帰邸せられたり、埋葬祭式及び祭

文左の如し

埋葬祭式

一 齋主以下祭官着坐

此間奏樂

一 喪主以下親戚着床

一 令扶以下着床

先齋主柩前ニ進ミ一拝

次幣帛案ヲ居ル

次幣帛ヲ奉ル

次饌案ヲ居ル

次供饌

此間奏樂

次祝詞ヲ奏ス

此間吹笙

次玉串案ヲ居ル

次喪主以下拝礼

此間奏樂

次令扶以下拝礼

次齋主以下拝礼

次玉串案ヲ引

次撤供

此間奏樂

次饌案ヲ引

次幣帛ヲ撤ス

次同案ヲ引

次退手

次退座

此間奏樂

埋葬祭文

概支可母惜支可母從一位勲一等源朝臣松平乃大人乃命乃此現世乎
 罷利坐志々事与大人乃命乃生涯皇我朝廷乃御為大御国乃御為爾尽志
 給比志精忠建給比志功績波志母旧領志都留越乃海与利母深久加閉流
 山与利母高久坐志天当时賢支国守乎数布留爾母先受大人乃命爾指折
 留許乃俊傑爾坐志々事波世人熟知礼利然礼杼母概乃事跡乎悃悃奉留爾
 文政十一年九月二日爾田安乃家乃若子君止生出坐志天御名乎錦之
 丞止称志皇国書波更那里漢乃乎毛広久学毘究免給比志乎天保九年爾松
 平乃家乃御繼嗣止為里大將軍家慶公乃御諱乃一字賜利坐豆慶永止名
 乘良志正四位下左近衛少将爾越前守兼計豆任佐衣給比後權中將爾
 進美大議在留每爾必与里坐豆歲々米万苞乎賜波里坐志亦政事総裁
 職止為里給比支元治乃初与里波大勅爾依弓朝政爾預里又京都守護職
 止母為里坐支斯天慶応乃初爾御陵修留事爾勞坐志豆特奈留賜物志給
 比其後議定職内国事務総督那止種々乃事爾仕奉良志權中納言從二
 位爾進美大藏卿爾任礼民部卿爾轉志後大学別当爾天侍読仕奉良志正
 二位爾進美天麯香間祇候爾遷里坐志亦從一位勲一等爾叙伝良衣豆旭
 日大綬章乎賜波里坐支阿波礼此五十年許我問乃大人乃命乃御辛勞
 与言爾揚久礼波容易支爾似多礼杼豈小縁乃業奈良免耶秋乃夕部乃月影
 乎雲立隱須状乃如久光乎畏美給比志時母在志介利千々乃憂瀬種々乃
 世乃變遷里爾母君乎敬比民乎恤乎本津御心波聊母違波受家乃名爾懸
 世留松乃常磐堅磐爾堅操乎建給比守給比親族朋友乃子等乎母誠乎推

志憐乎垂礼豆交良比撫育美給比志隨々爾唐人乃云閉留君子止波此君
 爾古曾坐志計礼止仰伎慕波奴波無加利計里然礼婆一昨年御子茂昭主爾
 侯爵授計給布時乃大御言爾母慶永乃勲功爾依里天止波宣良志女給布亦
 今般神退坐志々事乎聞召志天波甚久悼惜良志未給比天明治二十三年

六月七日宮内大臣從二位勲一等子爵土方久元奉勅故從一位勲一
 等松平慶永至誠憂国夙竭藩屏之重任大義勤王以贊中興之宏猷偉
 勲有成純忠可嘉今也淪亡曷勝悼惜茲賜金幣以弔慰志給止菅根乃懇
 切奈留勅詔爾金幣取添閉天式部宮田中建三郎乎勅使止志天下賜里亦
 侍從子爵堀川康隆乎勅使刀志天種々乃珍乃御饌物乎奈奉賜波里計留
 阿波礼惜支加母慨支加母斯計勲志久然計賢加里志君我直香乃越乃海
 越方刀成豆加閉留山返里来奴事与然礼杼母顯世爾志天波清御名乃香
 志伎御名乎千名乃五百名爾語里繼伎言繼行可牟幽府爾志天波賢支御
 靈乃尊御靈乎弥高爾弥広爾揚介治米賜波止畏美敬比懇爾御祭仕閉
 葬里奉留事乃由乎神道管長正四位子爵稻葉正邦鶉成須伊這回里謹
 弓誄辞申須

六月八日 齋主神道管長正四位子爵稻葉正邦

○同日午后六時関口邸に於て帰葬祭を執行せらる、喪主慶民君、齋
 主杉浦勝雅・副祭主今村今、祭官千村孝義・平塚睨鳩・本島重久、
 伶人多久康・山井景安・阿部季節・東儀文礼・小野亮造・小針常
 賢・菊川鷺次郎・丹羽敦・野沢勝太郎、祭式・祭文左の如し

帰葬祭式

一 齋主以下祭官着坐

此間奏樂

一 喪主以下親戚着坐

一 令扶以下着座

一 略祓式

先齋主神床前ニ進ミ一拝

次幌ヲ開ク再拝短手

此間吹笙

次幣帛案ヲ居ル

次幣帛ヲ奉ル

次饌案ヲ居ル

次供饌

此間奏樂

次祝詞ヲ奏ス

此間吹笙

次玉串案ヲ居ル

次喪主以下親戚拝礼

此間奏樂

次令扶以下拝礼

次齋主以下祭官拝礼

次玉串案ヲ引

次撤供

此間奏樂

次饌案ヲ引

次齋主神床前ニ進再拝短手

次幌ヲ閉ツ

此間奏樂

次退手

次喪主親戚退座

次令扶以下退座

次齋主以下祭官退坐

祭文

是乃奥床乎瑞乃神靈舍刀鎮米坐世奉留從一位勳一等源朝臣慶永公
 乃御靈乃大御前爾杉浦勝雅齋主仕奉_豆祭官等諸々身滌祓天畏美白
 須今日志毛御葬乃式仕奉久刀白伎紅立並布留篋手列々爾白妙乃袖搔
 列_禰竹芝乃海原遠久見波留可寿品川台乃奥都岐爾御供仕奉里御柩
 波事无久葬奉里納米奉里竟奴礼婆事乃状乎告奉良久止亦更爾御酒御
 饌珍乃種々乎持忌回里捧_豆称言竟奉良久乎平介久聞食享坐天自今
 后遠長久御家乃護止鎮里坐刀今日御祭乃称乃礼言竟奉留止畏美白須
 六月八日 少教正杉浦勝雅

○六月九日幾子君・慶民君・節子君・里子君・正子君・友子君・茂
 時君午後一時三十分品川海岸寺新葬地江參詣せらる、門野隼雄・
 山本武、外に女中随行す

○六月十一日午前十一時関口邸に於て慶永命の十日祭を執行せらる、

昨日品川墓地に於て墓前祭を執行せられ已後十日目毎に同上執行せられけれと今悉くハ記さす 会祭者ハ御家族方の外徳

川家達殿・徳川頼倫殿・徳川達孝殿・松平確堂殿・松平康民殿・

鍋島直大殿・徳川鏡子殿・徳川光子殿光子殿代拜なり、祭官六人、伶人

九人来る

○同日午後三時福井其他遠地より出京せし旧臣六十三名を招き晚餐

を饗せらる、近々出発各帰郷すへきを以てなり、料理ハ杉折詰外

に椀盛饅頭五個此日福井より出京せし旧臣狛元以下四十七名に、旅

費補助として金七円ツ、贈遺せらる御招きの人名贈遺金の人名ハ別記に譲る

○六月十六日武田正規徳川達孝殿の許に参向す、達孝殿面談すへき

事あれは来邸する様にとありし故なり、此時達孝殿及び徳川家達

殿列席にて武田に面会、申聞られしハ此節故従一位殿より拙者と

も兩人に宛遺書を遣ハされたれは、如何なる事を認め置かれたり

やと配慮すへけれど、是ハ将来松平家に事あらん時尽力すへく、

且慶民君の教育方を委任すとの旨趣にて別段の意味あるにあらざ

れば、一応内見すへしとありて其書を見せられ、さて申されしハ

目下松平家ハ諸事平穩兩人に於て特に尽力すへき事項あらざれと、

尚後年に至り万一捨置かたき事あらは、及ハすなから兩人篤く申

談し尽す所あるへしとの事なりし、武田目下の事実を詳述して退

出せり

○六月十七日〔午一〕朱書后、由利公正子以下十名関口別邸に来集、茶室に於て

相談会を開く、慶永公在世中定め置かれし家規に基き、今後いよ

々家声を永遠に持続せらるへき方法を議せしなり、来集せし人

々左の如し

来集人名

由利公正子 青山貞男 村田氏寿 堤 正誼

田辺良顕 佐々木長淳 福島敬典 加藤 斌

本多鈞月 毛受 洪

外に 武田正規 門野隼雄

○六月十八日村田氏寿・武田正規より昨十七日関口町別邸に於て議

決せし条項を茂昭公に上申す、斯て茂昭公上申の条項を採納せら

れ、越えて廿日御相談人及び令扶江手書を以て其意を告げらる手

ハ茂昭公譜に記載す上申書左の如し

記

一 御家範之義ハ従一位様御確定之通永世御遵奉之事

一 御家範ハ何茂承知罷在候得共、今般之折柄ニ付特別御相談人

及御相談人・御家令扶江更に前条之義ヲ御諭被為在度事

一 御方々様関口御邸御住居之義ハ当分従前之通被据置度候事

但御締向之義者追而伺出可申事

一 お藤事御生母之御取扱ニ被成候而者如何

明治廿三年六月十七日

由利公正印 本多鈞月印

青山 貞印 村田氏寿印

堤 正誼印 田辺良顕印

毛受 洪印 佐々木長淳印

加藤 斌印 武田正規印

門野隼雄印

○七月二十一日午後三時三十分関口邸に於て仮移靈祭を執行せらる、

本日午前十一時五十日祭を畢へられし故、即日神靈を水道町本邸

内祠堂に移さるゝ筈なりしか、過日来茂昭公の御病状指重られし

故、仮に関口邸の神殿江移さるゝ事となれり、祭主慶民君、祭官

杉浦勝雅外に二名、伶人三名来る、供饌七台、慶永公薨去後納棺

祭を始め百日祭に至る時々の祭典ハ茂昭公譜に記載せし故、本譜

にハ二三の大祭のミを掲げ他ハ皆略す、執行せられし祭典の時日

左の如し

一 六月四日納棺祭午前九時

一 六月七日移靈祭午後五時

一 六月八日発葬祭午前五時

一 六月八日葬場祭正午十二時

一 六月八日帰葬祭午後六時

一 六月十日墓地十日祭午前十一時

一 六月十一日関口邸十日祭午前十一時

一 六月二十日墓地二十日祭午前十一時

一 六月二十一日関口邸廿日祭午前十一時

一 六月卅日墓地卅日祭午前八時

一 七月一日関口邸卅日祭午前十一時

一 七月十日墓地四十日祭午前八時

一 七月十一日関口邸四十日祭午前十一時

一 七月二十日墓地五十日祭午前十一時

一 七月廿一日関口邸五十日祭午前十一時

一 七月廿一日関口邸仮移靈祭午後三時三十分

一 七月廿一日関口邸五十日祭午前十一時

○九月八日慶永公の靈璽を関口町別邸神殿より水道町本邸祠堂に迎

へらる、此日関口邸に於て遷坐申告祭を執行し祭主慶民君 祭官杉浦勝雅畢て靈

璽を唐櫃に納め、慶民君捧持杉浦勝雅 介助す玄関より馬車同乗、武田正

規・沢木禄平随従、午後八時本邸に着せらる、本邸にては家従一

同表門に奉迎し、康莊君門野隼雄を従へて玄関前ニ奉迎、唐櫃の

儘一旦表座敷床上に備へたる八脚案上に据ゑ、祠堂之準備整ひた

る上更に慶民君捧持祠堂に入り、靈璽を唐櫃より出たし御歴代靈

主の列に安置せられたり、安置畢て午後九時遷座祭を執行し、続

て御歴代の靈位に遷座の申告祭を執行せられたり

○慶永公の墳墓位置・区域・墳・標石等左の如し

一 位置 品川海晏寺後岡松平家墓地西北隅

一 区域 表口九尺裏行二間周圍に石造の玉垣を廻らし、前面に鑄

鉄の門扉を設く葵紋あり玉垣内ハ都て石片を敷く

一 墳 土饅頭径六尺高

一 標石 墳の前面にあり、小松堅石八寸角・高四尺五寸、台石二

尺角・高一尺二寸、前面に位勲・姓名を刻し裏面に父君の名及生薨年月を刻す、左の如し

標石の前面

従一位勲一等松平慶永公之墓

標石の裏面

公諱慶永、正四位下左近衛権中将越前守松平齊善公養子、実従

一位徳川齊匡公八男、文政十一年戊子九月二日生、明治二十三年六月二日薨、享年六十有三

川田剛撰文、青木修書

○十一月廿七日慶永公の御遺髪を福井運正寺齊善命の墓側に瘞埋せ

らる、公の遺命に従ハれしなり、去る廿五日午前六時家令武田正

規大谷巖御遺髪赤地錦の袋に入を奉して新橋を發し、同夜名古屋信濃屋に

一泊、廿六日午前五時名古屋を發し十時三十分金ヶ崎大黒屋に着、

十一時二十分更に金ヶ崎を發し午後四時三十分武生豊屋に着一泊

此日有賀清門春日野峠まで、大谷如水・小栗環武生まで来て奉迎す本日午前六時十分武生を發し九時二

十分運正寺に着す此日萩原縫崎江に奉迎し、午後旧藩士の武田運正寺に

着の際中荏門にて下車、同寺住職本堂敷台下夕に奉迎し、其他旧

臣数十人同しく門内に奉迎せり、瘞埋の次第・途中行列・祭式・

祭文等左の如し

瘞埋

一御遺髪運正寺江御着の上、錦袋入のまゝ一旦元御座間に設け

たる八脚案の上に据ゑ、次に御靈殿に遷し、此所に於て桐材の筥幅六寸に納め、外に公薨去後撮影せし写真の肖像を同上の筥に納めたるものと併ハせて、更に檜材の筥幅六寸五分に入れて釘鍼し白羽二重の覆を施す、右畢て再び元御座間江持出し八脚案上に安置し、榊対一を供へ奉迎せし人々に拝礼せしむ

一御座間より瘞埋地江奉送途中の行列、奉送順序左の如し

前驅 有賀清門 伶人七名 榊 白丁 白旗 白丁 造花 白丁

紅旗 白丁 造花 白丁

生花 白丁

祭官 福山基 御遺髪 正規 捧持 家従 勝木立根

生花 白丁

祭官 馬来田豊 家従 大谷巖 会祭人

第一擊拆 行列準備 第二擊拆 発寺

第三擊拆 瘞埋 第四擊拆 代拝人会祭人出坐

第五擊拆 祭典

祭式

祓式 供饌此間奏樂 祝詞 代拝

家令・家従拝 会祭人拝 祭官拝

掛介麻畏 仗從一位勲一等松平慶永命乃神靈乃大前爾 斎主中講義福

山基慎美敬比恐美恐美母白佐久

阿波札畏仗加 汝慶永命也 汝命賀 御世乃 御終焉 爾前立多志坐志弓予米

爾遺言登懇切 呂爾事旋給比仰世置加志給比志隨爾 科阪在留此乃越

前国乃足羽乃山乃麓奈留 御家乃御墓所 爾坐須 御父齊善命乃御奥城

乃傍腹爾此度比新爾 御奥城作為里仕奉里弓恐久母 汝命乃御遺髮乎遠

久東乃京師与里 御家令武田正規御供仕奉里弓此乃 尓遷奉里誘導

仗奉里弓今日乃生日爾 嚴重加爾 斂奉里 斎鎮奉礼留状乎心穩比爾相

宇豆乃比聞召世登白須

斯久弓 其礼事母漏留々事无久落留事无久既爾 事畢奉里奴御後取収米

諸祓比清米弓 介布乃礼代登忘志里 嚴志里 献留此乃御饌物乎安帛乃足

幣帛登平介久 安介久聞食受給倍登白寸

斯久 仕奉留爾 依里弓 大御髮波 乾坤乃共安久穩比爾 此尓鎮里大座坐

志弓 汝御靈波 前爾御家乃御靈屋爾 坐奉里 斎奉礼留 御分靈止共爾御力

乎戮世御心乎一世給比弓 御後爾現坐世留 御子等御親族等乎始弓今田

往前現出坐佐牟 御世乃嗣々堅磐爾常磐爾喪无久事无久嚴志八桑枝

乃如久御門闕高久弥栄爾蕃息里立采坐寸倍遠仗御代乃永仗鎮登惟神

母日爾異爾嚴乃神靈乎幸給倍登 鹿自物膝折伏世弓恐美恐美母白須

掛介麻畏 仗正四位下松平齊善命乃神靈乃大前爾 斎主中講義福山基

慎美敬比恐美恐美母白佐久

汝命乃御真奈子從一位勲一等松平慶永命乃御遺言登志 仰世置加志

給比志隨爾畏久母此乃御墓所乃傍腹爾此度比御子慶永命乃御遺髮乎

歛奉里 斎鎮奉礼留状乎 汝命賀 爾母安久穩比爾相 宇豆乃比聞召

志弓 介布乃礼代 献留此饌物乎安幣帛乃足幣帛止平介久安介久聞食

受給倍登白寸

斯久仕奉留爾依里弓 惟神母慶永命登共爾御力乎戮世御心乎合世給比

弓 弥益爾汝賀 御家乎守幸倍給比弓 天地乃共无窮倍爾緩美懈留事无久

春秋乃御祭祀嚴加爾 令仕奉給倍登畏美畏美母 称辞竟奉久止白須

御遺髮塚

位置 福井市運正寺境内齊善命の墓側

石槨 笏谷石一尺四方

碑 高五尺幅八寸

表面

從一位勲一等松平慶永公遺髮塚碑

裏面 文川田剛撰書青木修

慶永公之罹疾也自知不起顧謂左右曰余年六十余死期漸迫一

朝即世則葬体於東京品川海晏寺瘞髮於越前福井運正寺先君
諦觀公墓側一以護皇家一以護旧封士民是吾素志云既而薨矣
明治廿三年六月二日也越八日葬儀事畢十一月廿七日埋遺髮
於此從遺命也嗚呼公為臣忠為君仁則此一片石謂之墮淚碑可
矣

明治二十三年十一月二十七日

○慶永公薨去後東京以外の地に於て旧識又ハ旧臣の追悼祭を執行人
祭文等ハ葬儀
始末書に譲るせしもの、及び墓前・遺髮塚前・祠堂前江華表・灯笼
其他物品を献備せしもの左の如し

一追悼祭 六月八日

愛知県在勤の福井人相謀り、名古屋東照宮に於て執行す

一追悼祭 六月八日

宮城県在勤の福井人松平正直以下三十人相謀り、仙台に於て執行す

一追吊法会 六月十二日

山階晃親王御催主、京都山科郷勧修寺に於て執行せらる

一追悼祭 日詳ならず

岐阜県在勤の福井人下山尚以下二十人相謀り、同所に於て執行す

一頓西水式大法会 十二月二日

運正寺住職浅海賢立催主、運正寺に於て執行す

一花崗石華表一基墓地前 一花崗石灯笼一对墓前

旧福井藩士九百八人献備

一 小松堅石獅子一对墓前

濟世會員百十一人献備

一 花崗石華表前

出浦力雄以下十二人献備

一 小松堅石水鉢一基墓地

武田正規献備

一 常夜灯一基墓地

川島伝左衛門以下十三人献備

一 寒水石花建一对祠

鈴木準道以下三人献備

一 花崗石水鉢一基祠堂

武田正規以下十二人献備

一 笏谷石灯笼一对御遺髮塚前

旧福井藩士九百八人献備